

2 水田・畑作経営所得安定対策 (収入減少影響緩和対策)【特会】

【72, 206 (84, 226) 百万円】

対策のポイント

水田作及び畑作の土地利用型農業を営む農家の経営安定を図るため、23年産の販売収入の減少に対して、収入減少影響緩和対策を措置します。

<背景／課題>

- ・地域農業を支える意欲のある経営体の経営の安定化により、土地利用型農業の体質を強化し、食料の安定供給を図るため、収入減少影響緩和対策を措置します。

政策目標

米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定

<主な内容>

1. 収入減少影響緩和対策（販売収入に対する補填）

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの23年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、対策加入者と国が1対3の割合で補填の原資を負担し、補填します。

なお、米については、農業者戸別所得補償制度の米価変動補填交付金との重複を避けるための調整措置を行います。

収入減少影響緩和対策 71, 892 (83, 820) 百万円

補助率：定額

交付先：23年産対策加入の認定農業者又は集落営農組織

2. 収入減少影響緩和対策積立金管理業務委託事業

対策加入者の生産面積の確定に伴う積立金の払戻し、補填が行われる際の対策加入者への積立金の払戻しの実施等、対策加入者が納付した積立金を適切に管理します。

収入減少影響緩和対策積立金管理業務委託事業 88 (24) 百万円

委託先：都道府県農業再生協議会

3. 水田・畑作経営所得安定対策推進事業

収入減少影響緩和対策の交付申請等に係る事務が円滑・効率的に進むよう、対策加入者の申請書の一括取りまとめを行う民間団体に対し支援を行います。

水田・畑作経営所得安定対策推進事業 114 (114) 百万円

補助率：定額

事業実施主体：民間団体

[お問い合わせ先：経営局経営政策課 (03-3502-5601 (直))]